



はい。わかりました。

照明(ｱﾙﾏ)検査員、おはようございます。
お忙しいところ、申し訳ございませんが、
「電気・機械設備工事」検査のアドバイスをお願いします。



一般土木は、「設計図」に示された形状・寸法のとおり施工すれば、
技術基準等を満足するのが一般的だと思います。
一方、建築設備は、詳細な具体的形状・寸法は、受注者が、
「施工図」として技術基準等を満足するよう詳細設計をします。

今回は、「建築・設備工事」のうち、
設備工事専門職である照明(ｱﾙﾏ)検査員から
「電気・機械設備工事」の検査について、伺いたいのですが、
一般土木の設備と、建築の設備との違いを教えてください。



そうすると、受注者は、技術基準等の十分な理解が求められますね。
それと、設備工事って、
発注に、官公署等への協議・届出を行っていると思いますが、
受注者は、施工時の事前打合せが必要なんですか？



そうなんです。鋭いところに気づきましたね。
設備では、発注前までの協議・届出が、義務づけられていない工種が
多いので、施工時の事前打合せが必要です。
特に、消防署へ再確認の事前打合せが重要です。
その理由は、設計時と施工時とで、指導内容が変わることがあるためで、
要注意です。

次に、建築施工者と設備施工者との調整は、
どのようにしているのですか。



建築・設備工事は、関係工事間の相互確認が大切なんです。
検査では、その確認結果である総合図や施工図が
設計図書を満足し、調整が十分なされているかを確認します。

その相互確認不足で、問題となった事例はありますか？



ありましたよ。給水管の貫通部の高さ（勾配関連）との整合を、
関係工事間で相互に確認しないまま、建築工事の部材を
製作手配してしまい、手戻りとなった事例がありました。

次に伺いたいのは、
設備関係の器材等の大部分は、メーカー製品を購入し、
据え付ける工事という印象がありますが、
私たちにも参考になる基準はないですか？





設備の場合、さまざまな機器や配管、配線があるので、個々の基準は、共通仕様書などによるわけですが、次のようなワードに注意するといいですよ。

- ・＜【耐】と 震、風、熱、塩、荷重、圧＞、
 - ・＜【防】と 振、火(区画貫通、耐熱)、音、水、雪、凍、露、湿、食(迷走電流)＞、
 - ・＜【吸収】と 変位、振動、膨張、伸縮＞、
 - ・＜【遮断】と 水、音、電流＞、
- そして、
- ・＜水密・気密、整流、通気、ショートサーキット、洗浄消毒、空間(入・入)、保護空間、離隔、ボンディング(等電位接続)、絶縁＞などです。



それから、システムを除く既製品単体の据付では、メーカーが据付(確認)要領書を公表していますから、少し変わった器具などは、その内容が施工図や計画書に反映されているかも確認するといいですね。

その理由は、メーカーの要領書は、複数の法令や技術基準・安全基準等を満足するよう分かりやすく作成されているからなんです。

具体的な事例があれば、教えてください。



最近の事例ですが、体育館の照明器具取替で、落下防止ワイヤーを器具本体には取り付けましたが、側面ガードには、メーカーの据付要領書のとおり巻き付けていなかったもので、検査前に情報提供し、施工者が急遽手直した工事が何件かありました。

ありがとうございました。
まもなく年末を迎え、工事検査件数も多くなってきますので、検査に専念するため、今号をもって、休刊したいと思います。
4月から長期間、ご精読ありがとうございました。



完

●本日のポイント

器材メーカーは、トラブルが生じた場合、原因が受注者であろうと、自社製品での問題発生は困ることから、メーカーの据付要領書や試験要領書は、法令・技術基準・標準仕様書等を満足するよう分かりやすく作成されています。

したがって、監督員も、施工計画書にメーカーの要領書が反映されていることを確認するとともに、関係工事施工者とのコミュニケーションを図り、『慣れ』による確認忘れなどのないよう、トラブルの撲滅に努めましょう。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：照明(ル)検査員